

大物忌月山二社の上にあふ山と書く。是
等て見。是はあふ山とて形あるふ。是は
さる院授なり。又古き録記にも大日本は
大物忌大明神録記とあり。是は又古神号に上
山号を書く。その院授之。又あふ大明神とも
あり。又穩倉庵より下され。その所を
あふとあり。亦院例時能法徳神室号
の条にも大物忌月山あふ大明神とあり。是
長十六年の水牯にもあふ神とあり。又元
和十年彩田目村より神領するを蔵家（書立

き。その院文にもあふ神とあり。あふと平
よて山の字なき。あ社の事。よて社家
護する。あふ山と山の字を付れば神
字は對する。山号よてその院例時護する。
本地堂の山号之。あふ山別當あふ山
院と云ふれり。あふといひあふ山といふは
僅の違ひなれとあふといひ（む二社を指あふ
山といひ）を神字に對する。山号なり。事と
辨する。人少。是長年中志村家の役人
を蔵家（渡され。その書付は後列を